

ID: 202

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第50条第2項		
例規番号	平成9年条例第33号		
【基準】 第50条第2項の規定による。 (使用料) 第50条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日